

新型コロナ患者の外来診療に引き続き ご協力よろしくお願いたします。


令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行します。
「診療・検査医療機関」として、これまでコロナ診療を行っていた
いた医療機関につきましては、「**外来対応医療機関**」
として、引き続き、都のホームページで公表を行います。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



1 外来対応医療機関について



- 都が設置するコールセンターから、発熱患者等に対応する外来
対応医療機関として紹介させていただきます。
かかりつけ患者以外の診療についても、ご協力よろしくお願いたします。
- 5月8日以降、外来対応医療機関の診療報酬の取扱いが以下のとおり変わります。
 - ① 受入患者を限定せず、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる方に、必要な感染対
策を講じて、外来診療を実施した場合、**院内トリアージ実施料(300点)**を算定できます。
 - ② 引き続き、かかりつけ患者に限定する場合は、**147点**になります。

* なお、8月末までに①に移行する場合は、300点を算定できます。
- 外来対応医療機関への**パーテーション等の設備補助も行っています。**
(例):HEPAフィルター付パーテーション、簡易陰圧ブース、空気清浄機 等
この他にも、様々な設備補助がございます。
詳しくはホームページをご確認ください。
- **移行にあたって、これまでかかりつけ患者に限定していた医療機関が、かかり
つけ患者以外の方も診療を行う場合は、裏面のとおりに登録をお願いします。**
* これまでもかかりつけ患者に限定せず、対応されていた医療機関については
登録は不要です。

2 診療内容の変更等の手続きはこちら

これまでかかりつけ患者に限定した対応を行っていた医療機関が、かかりつけ患者以外にも診療を行っていただく場合など、変更手続きは以下の申請サイトからお願いします。



<https://tkp-srv7.com/fukuhokenkyoku/shinsei2021/>

休日・夜間の診療や、小児・妊婦の診療にご対応いただける場合は、その旨、システムで登録をお願いします。

その他、外来対応医療機関への移行に支障がある場合等は、下記あて電話でご相談ください。

(参考)

「新型コロナウイルス感染症 診療の手引き」等の診療情報



厚生労働省 医療機関向けリーフレット

「新型コロナウイルス感染症への対応について」

・第1報 <https://www.mhlw.go.jp/content/001084071.pdf>



・第2報 <https://www.mhlw.go.jp/content/001088182.pdf>



※ 都民への周知用リーフレットも別途作成予定です。

【担当】 東京都福祉保健局 感染症対策部 事業推進課
感染症医療整備担当
電話03-5320-4179